

短 報

高齢者介護における介護者の人権、 ハラスメントに関する調査

旭川敬老園*

花田 達紀・氏家 翼
森 繁樹

キーワード 高齢者 介護 虐待 人権
ハラスメント

1. はじめに

近年、要介護施設従事者による利用者虐待が社会的にも大きな関心を呼んでおり、ニュースなどでも事件がたびたび報道されている。平成23年度の統計によれば、全国の市町村で受け付けた要介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は687件となっており、平成22年度の506件と比較すると181件増加している。今後、利用者の尊厳を尊重した質の高い介護サービスの提供に努めていくためには、介護従事者が「人権」や「ハラスメント」に関する意識を高めていくことが不可欠の課題だといえる。そこで介護現場ではありがちな場面について、高齢者介護施設に働く介護職員とまだ実習現場に出していない医療福祉を学ぶ看護学生にアンケート調査を実施し、介護現場における「人権」や「ハラスメント」に関する意識についての考察を行った。

2. 調査方法

特別養護老人ホーム2施設、介護老人保健施設1施設の介護職員と短期大学と専門学校それぞれ1校の看護学生にアンケート調査を配布し、介護職員計193（男性32名、女性158名、不明3名）、看護学生計212（男性33名、女性178名、不明1名）から回答を得え、百分率にて比較を行った。倫理的配慮として個人情報・秘密保持について配慮を行った。

社会福祉法人旭川荘（理事長 末光 茂博士）

* 特別養護老人ホーム

3. アンケート内容

設問として、以下のような場面1～7を設定し、それらに対して虐待と考えるかどうかについて、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そうは思わない」「その他」から1つ選んで回答してもらった。

1) 場面1（朝の放置）

朝が来たので、自力では起きることのできない寝たきり利用者に対して、本人の意思を確認することなく皆一斉に離床させ、約1時間半、朝食がくるまでの間、リビング（食堂）で椅子やリクライニング車椅子に座ったまま過ごしてもらっている。なお、その間、拘束しているわけではないが、本人達の意思では十分身動きすることができない。

質問：場面1はネグレクト（介護放棄等）といった行為に当たると思いますか？

2) 場面2（複数人食事介助）

認知症が進行し、自ら発語や意思表示もできず、自ら食事の摂取もできない重度の要介護状態にあるAさん、Bさん、Cさんの3人に対して、職員Dさんは、3人を横一列に椅子に座らせて、十分な声掛けや飲み込みの確認をすることなく3人同時に作業的な食事介助を行っています。

質問：場面2は身体的虐待若しくは心理的虐待といった行為に当たると思いますか？

3) 場面3（無視）

職員Eさんは、認知症のある利用者Fさんに対しては「ちょっと職員さん」と呼び止められても、「待っててください。後で来ますから」と言い残し、いつもそのまま放置して、Fさんのもとへは行くことはありません。

質問：場面3はネグレクト（介護放棄等）といった行為に当たると思いますか？

4) 場面4（威圧的言動）

「家に帰りた。何時になったら送ってもらえるのか？」とたびたび尋ねてくる認知症の進行がみられる利用者Gさんに、「15時になったら車で家まで送ります。」と職員Hさんは何度か答えていました。しかし、職員Hさんが何度答えても、3分後にはまた同じ質問をGさんが繰り返してくるため、職員Hさ

んは「何度言ったらわかるんですか。さっきも答え
たでしょ！」と大きな声をだしました。

質問：場面4は心理的虐待といった行為に当た
ると思いますか？

5) 場面5 (表皮剥離)

利用者Iさんは、皮膚が弱く少し角にぶつただ
けでもアザができやすい体質であるとの注意を介護
職員全員が受けています。しかし、職員Jさんは普
段から介護行為が雑であり、Iさんの服を脱がせる
ときに、不注意で表皮剥離をさせてしまうことが何
度か続いています。

質問：場面5は身体的虐待といった行為に当た
ると思いますか？

6) 場面6 (勝手な下膳)

認知症状があり、食べ物を自ら上手く摂取す
ることのできない利用者Kさんに対して用意された食
事が、介護職員からの十分な声掛けや働きかけがされ
ないまま1時間ほど放置されていました。職員Lさん
はKさんに意思確認もすることなく冷めてしまっ
た食事を「今日は食べたくない」と勝手に判断して
下膳し、その後も食事の提供は行いませんでした。

質問：場面6はネグレクト (介護放棄等) とい
った行為に当たると思いますか？

7) 場面7 (異性介助)

短期入所生活介護 (ショートステイ) を利用して
いる女性利用者Mさんは、あまり認知症状は進んで
いませんが、身体的には年相応の衰えがみられ、転
倒の危険性も考えられるので一人での入浴は危険で
す。Mさんは普段から男性職員による介助を嫌がっ
ており、このことは職員間で理解されています。そ
んなMさんに対して、勤務状況により女性職員がい
ない場面で、男性職員Nさんは入浴介助を自分で行
うために、Mさんに対して「お風呂に入りましょう」
と声をかけました。

質問：場面7は心理的虐待若しくはハラスメント
(性的嫌がらせ) といった行為に当たると思いま
すか？

4. 結果

場面1~7についてアンケート結果は図1~7のよ
うになった。また、場面7については、図8のように

介護職員、看護学生とも男女別に集計も行った。

場面1 (朝の放置) について、「そう思う」「ど
ちらかと言えばそう思う」と回答した合計が、介護
職員では68.4%、看護学生では54.7%と10%以上の差
が見られ、介護職員の方がネグレクト (介護放棄等)
ととらえる傾向が見られた (図1)。

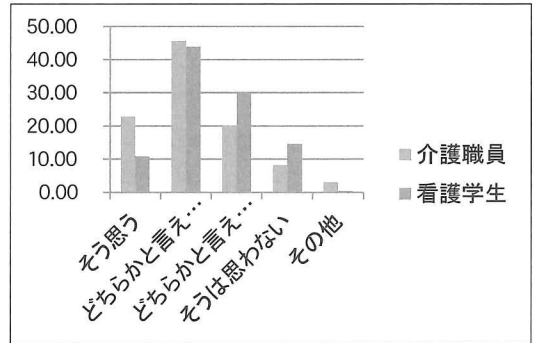


図1 場面1 (朝の放置) アンケート結果

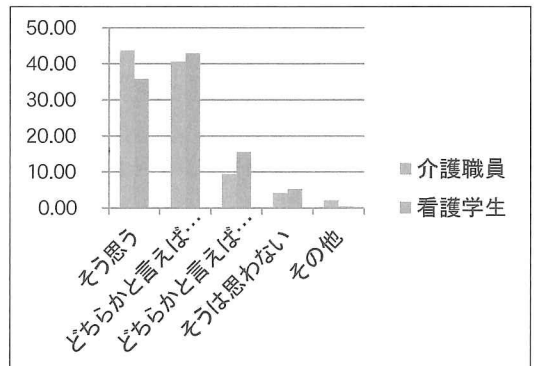


図2 場面2 (複数人食事介助) アンケート結果

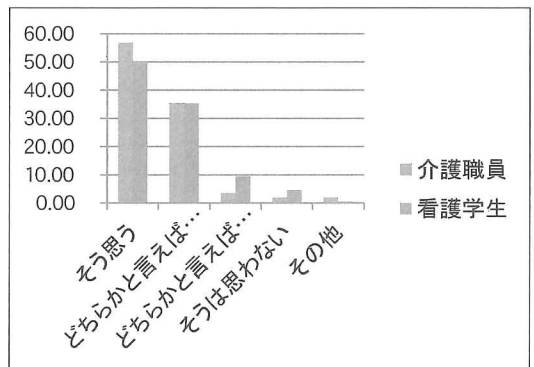


図3 場面3 (無視) アンケート結果

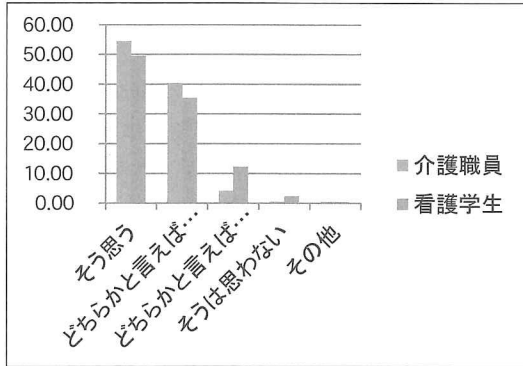


図4 場面4 (威圧的言動) アンケート結果

員では94.8%、看護学生では84.9%と約10%の差が見られ、介護職員の方が虐待的行為ととらえる傾向が見られた(図4)。

場面5 (表皮剥離) について、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答したのが、介護職員では80.1%、看護学生では91.0%と10%以上の差が見られ、看護学生の方が虐待的行為ととらえる傾向が見られた(図5)。

場面6 (勝手な下膳) について、介護職員と看護学生とで意識に大きな差は見られなかった(図6)。

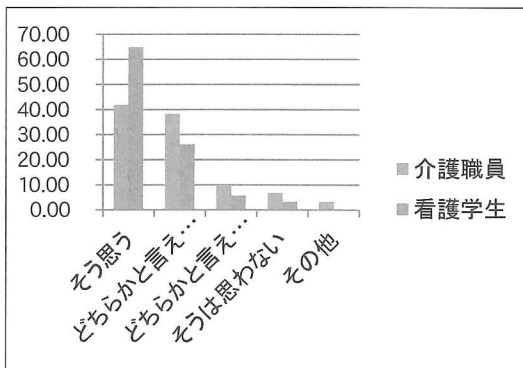


図5 場面5 (表皮剥離) アンケート結果

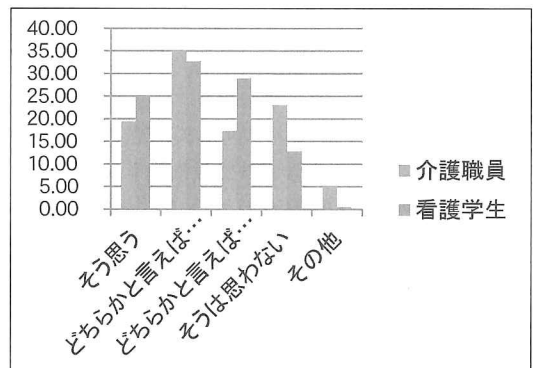


図7 場面7 (異性介助) アンケート結果

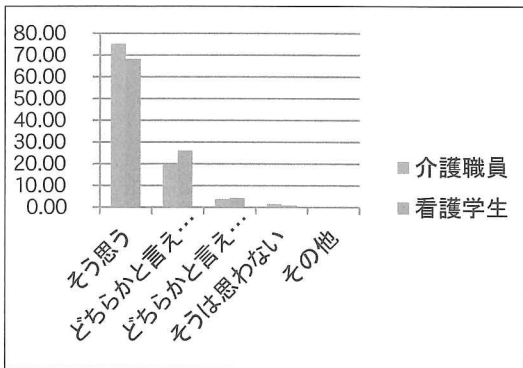


図6 場面6 (勝手な下膳) アンケート結果

場面2 (複数人食事介助)、場面3 (無視) について、介護職員と看護学生とで意識に大きな差は見られなかった(図2、図3)。

場面4 (威圧的言動) についても、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答したのが、介護職

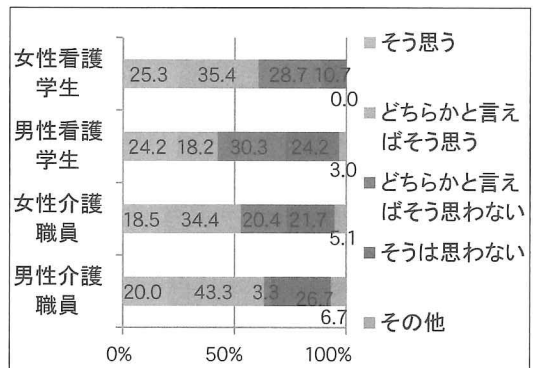


図8 場面7 (異性介助) 男女別アンケート結果

場面7 (異性介助) について、全体的にあまり大きな差は見られなかったが、「そうは思わない」が、介護職員で23.0%、看護学生で12.8%と2倍近い差がみられていたことから、介護職員の方が積極的に虐待若しくはハラスメントではないととらえる人が多

いことが特徴的であった (図7)。

また、場面7 (異性介助) を介護職員、看護学生とも男女別にみると、男性介護職員が「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」ととらえる合計割合が63%と他と比べ最も高いが、同時に、「そうは思わない」とする割合が26%と最も高く、意識が2分化していた。女性看護学生は「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」ととらえる合計割合が60%と男性介護職員に次いで2番目に高く、「そうは思わない」とする割合が10%と他の回答群の半分以下であることが特徴的であった (図8)。

5. 考察

場面1 (朝の放置) について、介護職員の方が意識が高かったのは、看護学生が場面1の寝たきり高齢者について明確にイメージがつかめず、このような結果になったと推察する。

場面5 (表皮剥離) について、看護学生の方が虐待意識が強く表れたのは、場面5が表皮剥離といった身体的に目で見える虐待的行為であったため、イメージも持ちやすくこのような結果になったと考える。現場職員は、目に見える傷という現実に対する認識をもう少し強く持つべきではないだろうか。

場面7 (異性介助) について、介護職員と看護学生との単純比較では、虐待若しくはハラスメントには該当しないとする意見をみると、介護職員は「そう思わない」の割合が多く、逆に看護学生は、「どちらかと言えばそう思わない」の割合が多かった (図7)。このことから、異性介助を介護職員の方が積極的に虐待若しくはハラスメントではないととらえる人が多く、看護学生に比べると、介護職員のハラスメント意識が薄い傾向が伺われた。これは、介護現場においては、まだ利用者の「思い」に配慮するというよりも、業務を優先しがちな考えを持つ介護職員も少なくないためではないだろうか。

なお、場面7 (異性介助) を介護職員、看護学生とも男女別にみた結果からは、男性介護職員が「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」ととらえる合計割合が他と比べ最も高いが、同時に、「そうは思わない」とする割合も最も高かった。こうしたことから、疑問を持つ男性職員とあまり疑問を持たない

職員とに意識が2分化されている面があると推察する (図8)。

さらに、女性看護学生は「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」ととらえる合計割合が男性介護職員に次いで2番目に高いにも関わらず、反対に「そうは思わない」とする割合が10%と他の回答群の半分以下であることが目立つ。こうしたことから、女性看護学生については異性による介護を虐待若しくはハラスメントととらえる意識が強いことがうかがえた。

なお、男性職員による介助を強く拒否する女性高齢者がいることは事実である。障がい者施設では、同性介護が当たり前になりつつあるなかで、高齢者介護における同性介護、異性介護に係る従事者の意識の有り方についても、今後更なる検討をしていく必要があるのではないかと思われた。

6. まとめ

高齢者介護における現場介護職員の「人権、ハラスメント」に対する意識は、調査当初考えていた以上に高かった。ただし、学生との認識に違いのみられる項目もあることや、性別によっても差が見られていたことから、施設等での研修の充実も必要だと考える。

今後の課題として、専門資格の違いによる意識の違いや、年齢による違い、施設ごとの職員研修・職員教育の量的、質の違いによって、「人権、ハラスメント」に関する意識に違いがあるか、改めて調査結果の検証を行っていきたい。

参考文献

- 1) 厚生労働省 (2012) : 平成23年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果